

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	2-2
許認可等の種類	地域経済牽引事業計画の変更承認			
根拠法令条例等 ・条項	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律			
許認可等の概要	促進区域において、事業者が行う地域経済牽引事業計画の変更承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	事業計画の承認に準ずる			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日間[県の休日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)は除く]			
期間の制定根拠	内容確認(必要に応じて現地調査等)20日、審査10日			